

教育庁福利厚生関係様式集【記入例】

【公立学校共済組合】

7 貸付関係

様式頁	様 式 名
55	貸付申込書(一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭)
56	貸付申込書(住宅・住宅災害・介護構造部分に係る住宅)
57	借用証書(一般・特別・住宅・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災)・教育・災害・医療・結婚・葬祭・特例住災・介護(特例住災)・特定住災・介護(特定住災))
58	貸付事業における個人情報に関する同意書
59	借入状況等申告書
60	一部繰上償還申出書
61	全額繰上償還申出書
62	償還猶予申出書
63	償還猶予等申出書(特定住宅災害等)
64	工事承諾書(住宅)
65	誓約書(住宅)
66	在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書(介護構造(住宅))
67	完了報告書(住宅)
68	建築報告書(住宅)
69	証明書(結婚)

【注意】

1 貸付関係の書類については、プリントアウトした様式に記入する方法で作成してください。

2 「貸付申込書(住宅・住宅災害・介護構造部分に係る住宅)」
「貸付事業における個人情報に関する同意書」 は、用紙サイズをA3に設定して印刷してください。

3 「貸付事業における個人情報に関する同意書」
「借入状況等申告書」 は、裏面もありますので、両面印刷してください。

一般貸付けの借換えを、11月の貸付月(送金月)で申込む場合の記入例です。
 新たな貸付金の額は、前の貸付けの未償還元金に、新たに必要とする資金の額を加えて計算します。
 未償還元金554,321円(11月末残高)+自動車購入費用1,500,000円
 =2,054,321円 (→申込金額2,000,000円) ※10万円単位

償還方法は、「毎月償還のみ」又は「ボーナス償還」を選択できます。
 ※ボーナス償還は貸付金の1/2以内で、50万円単位です。

<input checked="" type="checkbox"/> 11一般 ・ 12特別 ・ 41教育 ・ 51災害 61医療 ・ 71結婚 ・ 72葬祭 (○で囲む)		<h2 style="margin: 0;">貸付申込書</h2>		所属コード 6001
				職員番号 056789
申込金額 2000000 円	内訳 毎月償還 1000000 円 ボーナス償還 1000000 円	貸付区分 (○で囲む) 新規・借換		
希望還す回数 毎月償還 120 回 ボーナス償還 20 回	1回当たりの償還額 毎月償還 8,900 円 ボーナス償還 53,245 円	貸付種別 一般貸付 17,800 円 ボーナス償還 円	借受中の貸付金 教育貸付 17,232 円	
給料月額 433,576 円 給料月額の10分の3に相当する額 130,072 円 給料月額の10分の6に相当する額 260,145 円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 公立学校共済組合HPにある「貸付シミュレーション」をご活用ください。 1回当たりの償還額は、共済組合償還金の他の種別の償還額を含めて、【毎月償還は給料月額の10分の3に相当する額】、【ボーナス償還は10分の6に相当する額】を超えないようにしてください。 </div>			
申込事由 自動車購入費用	給与明細の給料+教職調整額+調整額をご確認ください。			
対象者氏名 続柄()	結婚貸付 円	葬祭貸付 円	合計 35,032 円	円
入学又は修学する学校名 (教育貸付の場合のみ記入)	団体信用生命保険(教育貸付けの場合のみ○で囲む)	適用・非適用		
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、 令和 4年 10月 10日 公立学校共済組合山口支部長		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 教育貸付けを申込む場合、団体信用生命保険(償還期間中に死亡又は高度障害となった場合、貸付金残高に相当する保険金が共済組合に支払われる)に加入することができます。 ※適用を選択の場合、貸付決定時に申込書を送付します。 </div>		
所属所名 山口市立滝町小学校 (TEL) 083-933-4570	〒 753-0072 山口市大手町2-18 (TEL) 083-922-1234			
現住所	組合員資格取得年月日 昭和・ 平成 ・令和 4年 4月 1日			
職名 教諭	氏名 公立 花子 公 立 印	生年月日 昭和43年 2月 2日生(満 54歳)		
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 4年 10月 10日				
		所属所名 山口市立滝町小学校	所 所 長 印 属	職 印
		所属所長名 校長 山口 一郎		

- 注意 (1) 申込金額は、必要額の範囲内で10万円単位とし、ボーナス償還は、申込金額の2分の1以内で50万円単位とすること。
 (2) 給料月額欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。
 (3) 対象者氏名の欄は、一般貸付け以外の貸付けで、申込事由対象者が申込人以外の場合に記入すること。
 (4) 申込人は自書すること。(HP-不可)
 (5) 所属所長の印章は、公印とすること。
 (6) 申込人の印章は、スタンプ印不可。

添付書類は裏面参照。

様式第1号(2)

共済組合記入欄	貸付番号	第 号	貸付年月日	給与支給機関
決定金額	円	円	円	円
貸付申込書				
31住宅・21住宅災害 (○で囲む)			所属コード	6 0 0 0 1
81介護(住宅)・82介護(住災)			職員番号	0 5 6 7 8 9
申込金額			貸付区分(○で囲む)	新規 (借換)
6 0 0 0 0 0 0 0 円			毎月償還	3 0 0 0 0 0 0 円
希望する償還回数			ボーナス償還	3 0 0 0 0 0 0 円
毎月償還 360 回 10,096 円			貸付種別	住宅貸付
ボーナス償還 60 回 60,582 円			毎月償還	33,655 円
給料月額			ボーナス償還	40,476 円
453,612 円			一般貸付	円
給料月額10分の3に相当する額			住宅貸付	円
136,083 円			住宅貸付	円
給料月額10分の6に相当する額			住宅貸付	円
272,167 円			住宅貸付	円
購入又は工事完了予定年月日			住宅貸付	円
令和 4 年 4 月 30 日			住宅貸付	円
申込事由			住宅貸付	円
新築 (01) 増改築 (02) 修理 (03) 敷地購入+新築 (04)			住宅貸付	円
団体信用生命保険(○で囲む)			住宅貸付	円
適用・非適用			住宅貸付	円
貸の組合員期間による算出			住宅貸付	円
組合員期間 (33) 年			住宅貸付	円
給料月額 (453,612) 円 × (45) = (20,412,540) 円			住宅貸付	円
申込時の退職手当額			住宅貸付	円
在職年数 () 年			住宅貸付	円
給料月額 () 円 × () + () 円 = () 円			住宅貸付	円
<p>公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。</p> <p>令和 4 年 10 月 10 日</p> <p>公立学校共済組合山口支部長 様</p>				
<p>所属所名 山口市立滝町小学校 (TEL) 083-933-4570</p> <p>〒 753-0072</p> <p>現住所 山口市大手町2-18 (TEL) 083-922-1234</p> <p>組合員資格取得年月日 昭和・平成・令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>カガキ コクリツ ハナコ 生年月日</p> <p>職名 氏名 公立 花子 (公立印) 昭和 43 年 2 月 2 日生(満54歳)</p>				
<p>上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p>令和 4 年 10 月 10 日</p> <p>所属所名 山口市立滝町小学校 (公立印)</p> <p>所属所長名 校長 山口 一郎</p>				

注意事項は裏面参照

現在の住宅の状況 (具体的に記入すること)	25年前に持家を新築したが、自宅壁面が劣化してきているので修理する必要がある。一緒に、トイレ・風呂のリフォームを行う。			
所在地 (登記簿上の地番)	〇〇市〇〇〇〇			
候補物件の状況	構造	木造 2階建	工事施工業者名	〇〇〇〇〇
大要	1階面積	〇〇.〇〇㎡	2階面積	〇〇.〇〇㎡
敷地の状況	敷地の状況	所有地	購入地	借地 (○で囲む)
工事(購入)費 (契約額)	7,000 千円 + 未償還金残 (900) 千円 = 合計 (7,900) 千円			
貸付申込金	6,000 千円	工事着工(契約)年月日	・	
民間金融機関等	千円	竣工(購入)年月日	・	
山口県教職員互助会	千円	住宅建築予定年月日*	・	
自己資金	1,900 千円	業者への支払計画 (工事費全体)	11月 30日	5,000 千円
その他	900 千円		12月 15日	2,000 千円
合計 (上記の金額計と一致)	7,900 千円	貸付希望月	11 月	
新物件に居住する家族構成	氏名	続柄	年齢	備考
	公立 花子	本人	54	
	公立 〇〇	〇〇	〇〇	
	公立 〇〇	〇〇	〇〇	
	公立 〇〇	〇〇	〇〇	
住宅及び敷地所在地の見取図(最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること)				

*住宅建築予定年月日：敷地購入の場合のみ記入すること

共済組合記入欄	未償還元金確認	貸付番号	貸付年月日	貸付金	回数	未済回数	残額
		-	・	千円			千円

様式第4号(1)

所属コード	60001
職員番号	056789

貸付決定番号 第 号 証書番号 番号第 号

一般・特別・住宅・住宅災害
 介護(住宅)・介護(住災)・教育
 災害・医療・結婚・葬祭
 特例住災・介護(特例住災)
 特定住災・介護(特定住災) (○で囲む)

貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
¥	2	0	0	0	0	0	0	0

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下
 記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に
 加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記の金額に未償還金額があり、かつ、
 借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族
 埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が
 支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失
 後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率
 により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻し
 があるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に
 応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所
 在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日 ※日付を記入しないで
 提出してください。

公立学校共済組合山口支部長 殿

借 受 人	所属所名	山口市立滝町小学校 (TEL) 083-933-4570	
	現住所	〒 753-0072 山口市大手町2-18 (TEL) 083-922-1234	
	職名	フリガナ	コウリツ ハナゴ
	教諭	氏名	公立花子 (公印)

- 注意(1) ※印の欄は、記入しないこと。
 (2) 申込人は、自書すること。

本同意書は、署名のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込を受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸付種別	一般
貸付申込金額	2,000,000 円
貸付申込年月日	令和 4 年 10 月 10 日

公立学校共済組合山口支部長 様

令和 4 年 10 月 10 日

同意者

借受人	所属所名	山口市立滝町小学校	
	現住所	〒 753-0072 山口市大手町2-18 (TEL) 083-933-1234	
	職名	フリガナ	コウリツ ハナコ
	教諭	氏名	公立 花子

※必ず本人が署名して下さい。

<貸付事業における個人情報の取扱いについて>

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

<提供時期>
当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき。
<提供先>
金融機関
<提供先における個人情報の利用目的>
貸付金を借受人の口座へ送金するため
<提供される個人情報の内容>
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）
<提供の手段又は方法>
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

<提供時期>
当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき。
<提供先>
組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等
<提供先における個人情報の利用目的>
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため
<提供される個人情報の内容>
「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）
<提供の手段又は方法>
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

<提供時期>
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）
<提供先>
損害保険ジャパン株式会社（共同取扱会社を含む）
<提供先における個人情報の利用目的>
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
<提供される個人情報の内容>
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
<提供の手段又は方法>
帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※損害保険ジャパン株式会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください。

（４）団体信用生命保険関連

<提供時期>

○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）

○保険金請求時又は事前査定時

○その他生命保険会社が必要と認める時期

<提供先>

明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>

団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前照会時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

（５）債務返済支援保険関連

<提供時期>

○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）

○その他損害保険会社が必要と認める時期

<提供先>

明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/>）をご覧ください。

【通信欄】

借入状況等申告書

公立学校共済組合山口支部長 様

令和 4年 10月 10日

申 込 人	所属所名	山口市立滝町小学校 (Tel) 083-933-4570	
	職 名	フリガナ	コウリツ ハナコ
	教諭	氏 名	公立 花子

※必ず本人が署名してください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知する

※新規貸付の場合は、区分の「新規」を○で囲み、1回当たりの償還額を記入してください。

<当共済組合の借入状況>

(単位:円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中	8,900	53,245
特別貸付け	新規・借換え・償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借換え・償還中		
教育貸付け	新規・借換え・償還中	17,232	
災害貸付け	新規・借換え・償還中		
医療貸付け	新規・借換え・償還中		
結婚貸付け	新規・借換え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借換え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
合 計		(A) style="color: red;">26,132	(B) style="color: red;">53,245

※借換えの場合、借換え後の1回当たりの償還額を記入してください。

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1回当たりの償還額」欄には、借換えの場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位:円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
滝町銀行	新規借入	年 月 日		
	既借入	H30年 3月 1日	18,000,000	800,000
山口県教職員 互助会	新規借入	R4年10月31日	2,000,000	349,812
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C) 1,149,812

(注)1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例:4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)
- 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例:4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

<申込人の給料月額>

(D)	433,576	円
-----	---------	---

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

※記入漏れがないように
ご注意ください。

<償還限度額の算出>

(A)×12	(B)×2	(C)	左の合計	≦	(D)×4.8
313,584	106,490	1,149,812	1,569,886		2,081,164

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合(債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。)は貸付申込みを受け付けることはできません。

一部繰上償還予定月
令和 5 年 8 月

一部繰上償還申出書

職員番号				種別	貸付番号					貸付年月日								
0	0	0	5	6	7	8	9	一般	0	1	2	3	4	5	令和4年10月26日			
区分	(注1)未償還元金 (令和5年8月現在)			一部繰上償還額					一部繰上償還後の償還方法									
									回数		一回の償還額							
毎月償還	1,554,321			A	5 0 0 0 0 0					C	7 2		E	1 5 2 3 9				
ボーナス償還				B						D			F					

- (注)1 未償還元金は、繰上償還希望月の月末現在の額を記入してください。
- 2 (A)～(F)については裏面の計算により記入してください。(公立学校共済組合ホームページの貸付シミュレーションから試算することができます。
- 3 住宅借入金等特別控除制度を受けている貸付けについて、一部繰上償還を行うことにより当初貸付日から償還完了日までの期間が10年未満となる場合は、当該特別控除制度の適用が受けられなくなりますのでご注意ください。

給料月額	433,576 円	借受中の貸付金の 一回当たり償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
給料の3/10に相当する額	130,072 円		一般貸付	円	円
給料の6/10に相当する額	260,145 円		住宅貸付	円	円
一部繰上償還時の償還猶予額	円		介護構造部分の貸付	円	円
			住宅災害貸付	円	円
			教育貸付	円	円
			災害貸付	円	円
			医療貸付	円	円
			結婚貸付	円	円
			葬祭貸付	円	円
		合計	円	円	

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和 5 年 7 月 10 日

公立学校共済組合山口支部長 様

所属所名 山口市立滝町小学校

(TEL) 083-933-4570

所属所コード 60001

現住所 山口市大手町2-18

(TEL) 083-933-1234

職名 教諭

氏名 公立 花子

全額繰上償還予定月				
令和5	年	8	月	

全額繰上償還申出書

職員番号							
0	0	0	5	6	7	8	9

種別	貸付番号					貸付年月日	区分	未償還元金(※) (令和5年8月現在)	
一般	0	1	2	3	4	5	令和4年10月26日	毎月償還	712,301 円
								ボーナス償還	254,108 円
							年 月 日	毎月償還	円
								ボーナス償還	円
							年 月 日	毎月償還	円
								ボーナス償還	円

※ 未償還元金は、繰上償還予定月の月末現在の額を記入してください。

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を全額繰上償還したいので、申し出ます。

令和 5 年 7 月 10 日

公立学校共済組合山口支部長 様

所属所名 山口市立滝町小学校 (TEL) 083-933-4570

所属所コード 60001

現住所 山口市大手町2-18 (TEL) 083-933-1234

職名 教諭

氏名 公立 花子

償還猶予申出書

令和 5年 7月 10日

公立学校共済組合同山口支部長 様

	所属所コード						職員番号							
	0	0	6	0	0	0	1	0	0	0	5	6	7	8
氏名	公立 花子													
休業期間	令和5年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日 まで													

公立学校共済組合貸付規程第17条に基づいて、償還の猶予を希望しますので、下記により申し出ます。

記

申出事由 該当する番号を ○印で囲む	1 貸付規則第14条第1項第6号(住宅又は敷地の被災) 申出日の属する月の翌月又は償還開始月から12か月の範囲内で希望する期間		
	2 第14条第1項第1号、2号(育児休業) 育児休業の期間の範囲内で希望する期間		
	3 第14条第1項第3号(介護休業) 介護休業の期間の範囲内で希望する期間		
	4 第14条第1項第4号(疾病による無給休職) 疾病による無給休職の期間の範囲内(傷病手当金又は傷病手当金付加金の支給を受けている期間を除く)で希望する期間		
	5 第14条第1項第5号(配偶者同行休業) 配偶者同行休業の期間の範囲内で希望する期間		
猶予期間 (猶予回数)	令和 5年 8月 から 令和 7年 3月 まで 〔 毎月償還 20回 ボーナス償還 3回 〕		
猶予の対象となる 貸付種別	一般・住宅・住宅災害・介護構造・教育・災害・医療・結婚・葬祭		
毎月償還額(a)	10,982 円	ボーナス償還額(b)	65,920 円
償還金猶予総額(a+b)	417,400 円		
返済方法	1 定期償還と併せて均等額で返済する 〔 毎月償還 : 令和 7年 4月から令和 8年 11月まで ボーナス償還 : 令和 7年 6・12月から令和 8年 6・12月まで 〕		
	2 1回で返済する (令和 年 月に返済予定)		
	3 2回に分割して返済する 〔 第1回 令和 年 月 に返済予定 第2回 令和 年 月 に返済予定 〕		
上記の記載は、事実と相違ないものと認めます。 令和 5年 7月 10日			
所属所名		山口市立滝町小学校 (TEL) 083-933-4570	
所属所長名		校長 山口 一郎	
		所 所 長 印 属	

- (注) 1 住宅又は敷地の被災を事由とする場合は、り災証明書を添付すること。
 2 「猶予の対象となる貸付種別」の欄は、現在借り受けている貸付種別のうち、該当するものを○印で囲むこと。
 3 償還猶予の申出事由が第14条第1項第6号(住宅又は敷地の被災)による場合は、住宅・住宅災害・介護構造貸付けが償還猶予の対象となる。
 4 「毎月償還額」、「ボーナス償還額」の欄は、猶予の対象となる貸付種別の1回当たりの償還額の合計額を、毎月償還、ボーナス償還毎に記入すること。
 5 「償還金猶予総額」の欄は、「毎月償還額×毎月償還の猶予回数+ボーナス償還額×ボーナス償還額の猶予回数」の額を記入すること。